

ディプロマポリシー（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

本校では、以下に示す能力を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

第1看護学科

1. 人間を総合的に理解し、相互に人間として尊重できる能力
2. 専門職業人としての姿勢と倫理観
3. 専門知識・専門技術を基盤とし地域の人々へ看護を実践する能力
4. 論理的・科学的思考に基づいた問題解決能力
5. 保健・医療・福祉チームの中で協働・調整する能力
6. 専門職業人として、学習力を備え、自己研鑽できる能力

第2看護学科

1. 生命に対する畏敬の念と他者に対する誠実で思いやりのある態度
2. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として個別に理解できる能力
3. 人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用の中で影響されることを理解する能力
4. 人々の多様な価値観を認識し共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践でき、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力
5. 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力
6. 変化する社会の中で、保健・医療・福祉の連携を学び、チーム医療を実践するために必要な社会資源が活用できる基礎的能力
7. 健康や障害の状態に応じた看護を実践できるための基礎的能力

長野看護専門学校学則第11条（卒業）

第1看護学科・第2看護学科の卒業は、第8条に定める授業科目の全ての単位を修得した者について、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

- 3 欠席日数が各学年に出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等を踏まえ、卒業を認定しています。